

事業計画

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

平成21年度は、その実現を長い間求められてきた消費者庁が設置される運びとなりました。消費者問題に関する情報を一元的に管理し、その調査、分析に基づいて政策を企画、立案する消費者庁が発足することは、消費者行政にとって重要な意味を持ちます。消費生活に関する専門家集団であるNACSも、消費者庁とも協力しながら消費者問題に取り組んでまいります。

また、今年度は、平成22年度に予定している公益社団法人への移行申請を目指して、移行準備を本格化いたします。具体的には、9月3日の臨時総会において経済産業省モデル定款に準拠した定款への変更と代議員制度の導入を諮ります。定款変更の議決後経済産業省の認可が下り次第、各支部において代議員選出選挙を行い代議員選びます。第22回通常総会は、選出された代議員により構成され、そこで新しい公益法人制度に基づく定款を議決し申請を行う予定であります。

このような組織改編に係る事業以外にも、NACSは安全で安心できる持続可能な消費生活を実現するため自立した消費者の育成に寄与すると共にその被害防止・救済に注力し、あわせて企業の消費者志向経営の向上にも寄与する活動を展開してまいります。さらに、以前から取り組んでまいりました環境・エネルギー問題についても、活動の幅を広げてまいります。

NACSが取り組みます事業は、NACS会員全員の協力と努力でなされるものであるとともに、経済産業省はじめ関係の公的諸機関、諸団体、多くの法人各位の物心両面にわたるご理解とご支援により遂行できるものであり、関係各位のご支援、ご協力を中心よりお願い申し上げます。

以下に各分野における具体的な取組みについて記載いたします。

1. 消費生活に関する消費者啓発活動事業

(1) 学校における消費者教育事業

今年度は、高等学校への講師派遣を中心とし消費者取引・エネルギー・環境・IT等のテーマで学校教育事業のさらなる普及に努めます。また、環境教育については、エコプロダクツ展における小・中・高校生への招致および企業関係者の協力を得て行う事前学習に今年度も取り組みます。

(2) 消費者相談・Consumer ADR 事業

今年度も財団法人 JKA の競輪補助事業として実施いたします。平成20年3月19日に法務大臣から、民間紛争解決手続の業務(ADR)の認証を取得し、平成20年度は特定商取引法にかかる紛争についてADR行いましたが、さらに充実した Consumer

ADR の実施を目指します。

毎年、マスコミ等の注目を集める「電話相談なんでも110番」は今年度も東京と大阪の2拠点で時宜を得たテーマで実施します。

(3) 環境問題への取り組み事業

独立行政法人環境再生保全機構の「地球環境基金」からの助成金を受け、消費者の環境配慮型商品購入実態に関する調査研究を行います。今年度は、平成19年・20年の調査結果をもとに、消費者が持続可能な未来生活につながる環境に配慮した製品を選択するためのツールとして、使用段階だけでなく、原料調達や廃棄・リサイクルのステージも含んだ商品の一生に関心を持ち商品選択に生かせるような冊子の作成を予定しています。

また、エコプロダクツ展での情報発信やシンポジウムの開催を通じ、生物多様性までを視野に入れた商品の一生についての情報発信を継続することで、商品を仲立ちとして持続可能な消費行動、経済活動を推進するための活動を続けます。

(4) 消費生活アドバイザー（ASCA）制度の普及事業

財団法人日本産業協会から継続して委託されている事業です。消費生活アドバイザー資格への理解とその果たしている役割を周知させるため、一般消費者、学生、企業に向けて情報を発信し、資格取得を目指す受験者ひいては資格取得者の増加に寄与します。

平成20年度から、消費生活アドバイザー試験受験地となりました仙台、高松、広島において重点的に事業を行います。

(5) エネルギー・環境に関する講演会、セミナーの開催

従来から電気事業連合会の委託を受け、エネルギーと環境問題について講演会、座談会を全国で開催してきました。今年度も座談会と講演会を中心に全国で事業を行います。

また、平成16年度から財団法人電力中央研究所からの委託を受け、エネルギーと環境に関するセミナーを会員及び一般市民を対象に行っており、今年度は全国2箇所を実施し、エネルギー・環境問題の啓発に努めます。

(6) 情報の収集と提供

イ. 情報誌等の発行

NACSでは会員向けに「本部通信」及び「支部ニュース」を発行しています。今年度は、公益法人制度への移行準備のため、会員へのより一層の情報提供を目指し、内容の充実を図ります。また、賛助会員企業向けには平成18年度より発行開始したNACS NEWSを年3回発行し内容もさらに充実させます。

ロ. NACS叢書の刊行

NACSでは個人、グループにかかわらず会員が刊行する出版物で優れているものを「NACS叢書」として刊行してきました。今年度も優れた刊行物がでることを期待しています。

(7) 金融教育用啓発冊子の作成事業

NACSでは、金融自由化が消費者にとって身近なものとなった平成13年から、金融商品の販売方法やパンフレットの表示等について各種調査を行ってきました。今年度は、財団法人日本宝くじ協会の助成金を受けて、これらの調査結果をもとに消費者が金融商品を選択する際の目安となる内容を分かり易く解説した冊子を作成します。

(8) フォーラム等の開催

今年度も財団法人麻布研修センターから助成金を受け、「消費者志向NACS会議」を開催します。また、各支部では時宜に適したテーマを選びシンポジウムやセミナーを開催する予定です。

(9) 消費者関連規格標準化事業

財団法人日本規格協会からの委託を受け、消費者に対する標準化の啓発・普及のための事業を行います。今年度は、東京と大阪で標準化に関するセミナーを開催します。

2. 消費生活に関する調査研究事業

(1) 省エネルギーの普及啓発事業

主体的に省エネルギーについて実践していく消費者を育成するための講座を開催していく予定です。また、省エネルギー型家電製品などに代表される省エネルギー機器に関する適切な情報提供を提供していきます。

(2) 東京都福祉サービス第三者評価

東京都作成の評価基準に基づき実施する福祉サービス第三者評価で、平成16年度より実施しています。NACSの実施する評価は消費者の視点が入った評価であると好評を得ており、今年度も事業を継続します。

3. 消費生活に関する研修会・研究会活動の推進

各支部においては従来から会員の自己研鑽並びに一般消費者に対する消費者教育を目的として積極的に研修会・研究会を実施してきており、各方面からの高い評価を受けています。今年度もさらに研修会・研究会活動を充実させていきます。

4. 内外関係機関との交流、情報交換、提言等の活動

(1) ホームページの充実

平成19年度は、NACSホームページに「会員専用ページ」が開設されました。今年度はホームページのリニューアルを行い、会員専用ページを積極的に利用して会員間の情報交換が行えるようにする等、内容をさらに充実させ、会員・賛助会員企業のみならず広く一般消費者向けにも情報を発信します。また、各支部の行事や事業等

の紹介も積極的に行っていく予定です。

(2) 消費生活に関する提言活動の推進

NACSの消費者相談に入る事例、会員からの情報や他団体・他業界などとの幅広い交流の中から、関連法規等を改善すべきと判断されるものには、消費者提言特別委員会を中心に見解をまとめて関係官庁等へ提言活動を行ってきました。こうした提言活動は今年度も強化・推進する方針です。

5. その他の事業

(1) NACS消費生活研究所

消費生活研究所では、平成10年に「商品安全白書」で神戸賞を、平成14年には「内部告発の時代」で神戸賞奨励賞を受賞しました。また、毎年刊行している研究報告書は高水準の内容で好評を得ています。NACSの消費生活に関する理論集団として一層の努力・研鑽をして質の高い研究の成果を発表してまいります。

(2) 即戦力養成講座

相談員養成講座は本部では平成14年度から、西日本では平成18年度から実施しています。行政等では即戦力のある相談員へのニーズが高く、講座終了者の就職率も高いことから、受講希望者が増加しています。なお、本部の講座は、財団法人JKAからの補助金を受けて実施されています。

東日本支部と西日本支部で実施している消費生活アドバイザー試験対策講座もその合格率の高さで人気を博していますが、さらなる内容の充実を図ります。また、東日本支部では、今年度もTES受験対策講座を引き続き実施します。

(3) 消費者志向マネジメントシステムNACS基準の普及事業

企業の消費者志向を支援するツールである「消費者志向マネジメントシステム」に基づき、普及・周知、消費者志向マネジメントシステムの見直し、消費者志向マネジメントシステムの視点による企業の消費者志向の支援活動を展開していきます。

(4) 東京都世田谷区の消費者相談委託事業

世田谷区から高い評価を受けている消費者相談業務は、従事する会員も4名から6名に増員され今年度も実施します。

(5) 認定個人情報保護団体としての活動

平成20年から、財団法人JKAの補助金を受け主に対象事業者向けに個人情報保護に関する研修会を行っています。今年度は、広く一般消費者にも参加を呼びかけて研修会を行う予定です。

(6) 消費者機構日本(COJ)への協力

平成19年度に、消費者機構日本(COJ)は消費者契約法に基づく適格消費者団

体の認定を受けました。NACSはCOJの中核構成団体として活動支援や協力を積極的に行っていきます。

(7) 大阪市委託事業

西日本支部では大阪市から委託を受け、大阪市消費者センターへの情報アドバイザーとして会員が勤務しています。今年度は、昨年を引き続き大阪市予算減少のため、土、日、祝のみ年間117日、4名交代の勤務体制となります。

(8) 講師派遣の要請

平成20年度第2次補正予算で決まった、地方消費者行政活性化基金による地方消費者行政の充実にあわせ、各地方自治体から研修講座等への講師依頼がきております。消費者相談、CSR、環境、食生活等幅広い人材を備えるNACSとしては、本部及び支部から依頼に応じ講師を紹介していく予定です。